

海上運送法及び船員法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係省令の整備等に関する省令案について

1. 背景

近年における海上運送事業を取り巻く社会経済情勢の変化に対応し、我が国の安定的な海上輸送の確保を一層推進するため、海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(平成29年法律第21号。以下「改正法」という。)が平成29年4月21日に公布され、一部の規定を除き、平成29年10月1日に施行されることである。

今般、改正法の施行等に伴い、関係省令において所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

(1) 海上運送法施行規則の一部改正

- ① 準日本船舶の認定関係
 - i) 準日本船舶の認定の申請
準日本船舶の認定の申請に係る手続きについて規定しているところ、新たな準日本船舶に係る手続きについても規定するとともに、認定の申請書に安全衛生に係る検査結果を記載することとする。
 - ii) 認定の要件
準日本船舶の認定の要件を規定しているところ、新たな準日本船舶についても認定の要件を規定することとする。
 - iii) 安全衛生検査
船舶に係る船員の安全衛生の検査の申請手続き等について規定することとする。
- ② 先進船舶導入等計画の認定関係
 - i) 先進船舶の定義
先進船舶の定義について、具体的な船舶(IoT活用船、液化天然ガス燃料船等)を規定することとする。
 - ii) 認定の申請
先進船舶導入等計画の認定の申請に係る手続きについて規定することとする。
 - iii) 認定計画の変更の申請
先進船舶導入等認定計画の変更の申請に係る手続きについて規定することとする。
- ③ その他所要の改正を行うこととする。

(2) 船員法施行規則の一部改正

- ① 液化天然ガス等燃料船に乗り組む危険物等取扱責任者の資格について、その認定に係る具体的内容等の規定
 - i) 危険物等取扱責任者を乗り組ませるべき船舶
危険物等取扱責任者を乗り組ませるべき液化天然ガス等燃料船として、平水を航行区域とする液化天然ガス等燃料船以外の低引火点燃料船(低引火点燃料(引火点が摂氏60度以下の燃料をいう。)を燃料とする船舶であり、貨物を燃料とする液化

ガスタンカーを除く。)を規定することとする。

ii) 危険物等取扱責任者の乗組み基準

液化天然ガス等燃料船には、その職務に応じ、甲種危険物等取扱責任者（低引火点燃料）及び乙種危険物等取扱責任者（低引火点燃料）の証印を受けた者を乗り組ませなければならないこととする。

iii) 危険物等取扱責任者の職務

甲種・乙種それぞれの危険物等取扱責任者（低引火点燃料）について、それぞれその職務を規定することとする。

iv) 危険物等取扱責任者の認定等

危険物等取扱責任者（低引火点燃料）の認定について、その申請方法等を規定することとする。

v) 登録講習

危険物等取扱責任者（低引火点燃料）の資格取得に必要な講習の内容、講習実施機関の登録の詳細等を規定することとする。

vi) 認定の有効期間等

液化天然ガス等燃料船に乗り組む危険物等取扱責任者の認定の有効期間及び更新手続き等について規定することとする。

② 液化天然ガス等燃料船の燃料タンクについて一定の操作を行った際に、その概要を航海日誌に記載することとする。

③ その他所要の改正を行うこととする。

(3) 船員労働安全衛生規則の一部改正

① 液化天然ガス等燃料船の機関部の安全担当者について、登録安全担当者講習の課程修了者又は危険物取扱責任者であることを定めるとともに、当該講習の内容等に関して規定することとする。

② その他所要の改正を行うこととする。

(4) 船員の労働条件等の検査等に関する規則等の一部改正

その他所要の改正を行うこととする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布 平成29年9月下旬

施行 (1)、(2)、(3) 関係

平成29年10月1日

(4) 関係

平成26年4月11日に採択された2006年の海上労働条約の改正が我が国について効力を生ずる日